

社会福祉法人二之沢真福会 理事、監事及び評議員の報酬等規程

(報酬)

第1条 定期的に就業する理事長等は月額とし、下記により支給する。

理事長	月額 200,000 円
業務執行理事	月額 70,000 円

2 評議員会や理事会等への出席は日額とし、下記により支給する。

理事（業務執行理事を除く）	日額 10,000 円＋源泉所得税
監事	日額 10,000 円＋源泉所得税
評議員	日額 10,000 円＋源泉所得税

3 理事が法人の職員である場合は、報酬は支給しない。

(交通費)

第2条 高崎市及び高崎市に隣接する市町村以外の理事、監事及び評議員については、別途交通費を支給する。

2 交通費は、合理的な経路による鉄道（指定席）及びバスの運賃とし、自家用車等の利用については旅費規程を準用する。

(報酬等の支払方法)

第3条 報酬等の支払いは、次のとおりとする。

(1) 第1条第1項の月額は、翌月10日に金融機関の口座に振り込む方法により支払う。ただし、支払日が金融機関の休日にあたる場合は、休日でない日に繰り上げて支払う。

(2) 第1条第2項の日額は、その都度現金で支払う。

2 報酬の支払額は、源泉所得税額を控除した額を支払う。

(改正)

第4条 この規程の改正は、評議員会の決議により行う。

附則

1 この規程は、平成29年6月1日から施行する。

2 この規程は、令和元年6月1日から施行する。